

9 独占禁止法に違反するとどうなるか

事業者や事業者団体が独占禁止法に違反する行為を行った場合には、どのような手続により、どのような措置が採られるのでしょうか。

公正取引委員会が独占禁止法違反行為をどのように取り上げ、どのように処理をするのか、事件の処理の仕組みと流れを説明しましょう。

1 違反事件の処理手続

(1) 事件のはじまり

違反事件として公正取引委員会が審査を開始するきっかけとなる事実を、事件の「端緒」といいます。

端緒としては、外部の者からの申告、職権探知（公正取引委員会自らが新聞や業界誌などで違反を探知すること）、課徴金減免制度による違反企業からの報告、発注機関からの通報などがあります。

独占禁止法に違反する事実があると思う者はだれでも、公正取引委員会に調査をするよう求めることができます（45条）。これを「申告」と呼んでいます。

申告の仕方

申告は書面でも口頭でも構いませんが、公正取引委員会が事件として取り上げ、調査するかどうかの判断をするためには、次の事項ができるだけ明らかにされた書面による申告の仕方が望まれます。

- ア 申告者の住所、氏名（申告者がだれであるかの秘密は厳守されますので、できるだけ匿名は避けてください）
- イ 独占禁止法違反の疑いがある行為者の住所、氏名又は名称、代表者名
- ウ 独占禁止法違反の疑いがある具体的事実（だれが、いつ、どこで、何を対象に、どのような方法で、何をしたかなど）
- エ 申告される方が、その情報をだれから、いつ、どのような方法で入手したのか。

(2) 事件についての調査

事件の端緒に接すると、公正取引委員会は調査を開始します。調査には**行政調査手続**と**犯則調査手続**があります。

行政調査を行うのは、公正取引委員会の職員の中から事件ごとに指定される本局の審査局及び地方事務所の審査官です。審査官には、調査のために必要な次の権限（行政調査権限）が与えられています。

- ① 企業の事務所などへ立ち入り、帳簿その他の書類を検査すること（立入検査といえます）
- ② 帳簿その他の書類の提出を命じ、それを留めて置くこと
- ③ 関係者に出頭を命じて、事情を聴取すること
- ④ 関係者から報告を徴すること

(3) 行政調査結果に基づく措置

調査の結果、独占禁止法に違反する行為があるとき（違反行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があると認めるとき）は、公正取引委員会は、違反行為を行っていた事業者や事業者団体に対し、違反行為を排除するために必要な措置を命じます（**排除措置命令**）。

また、課徴金の納付を命じます（**課徴金納付命令**）。

排除措置命令書には、主文と事実及び法令の適用が記載され、命令書の謄本を送付して行われますが、関係者を呼び出して直接手渡す方法（直接送達）が取られることもあります。

(4) 処分前手続

排除措置命令等の処分に当たっては、相手方事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与しています。この処分前手続について、従前は当該事件を担当した審査官と当事者（排除措置命令の名宛人となるべき者）の二面構造で行われていましたが、平成 25 年の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により導入された**意見聴取手続**においては、公正取引委員会が事件ごとに指定する職員（**意見聴取官**）が主宰することとされました（当該事件について審査官の職務を行ったことのある職員は指定できないことになっています）。

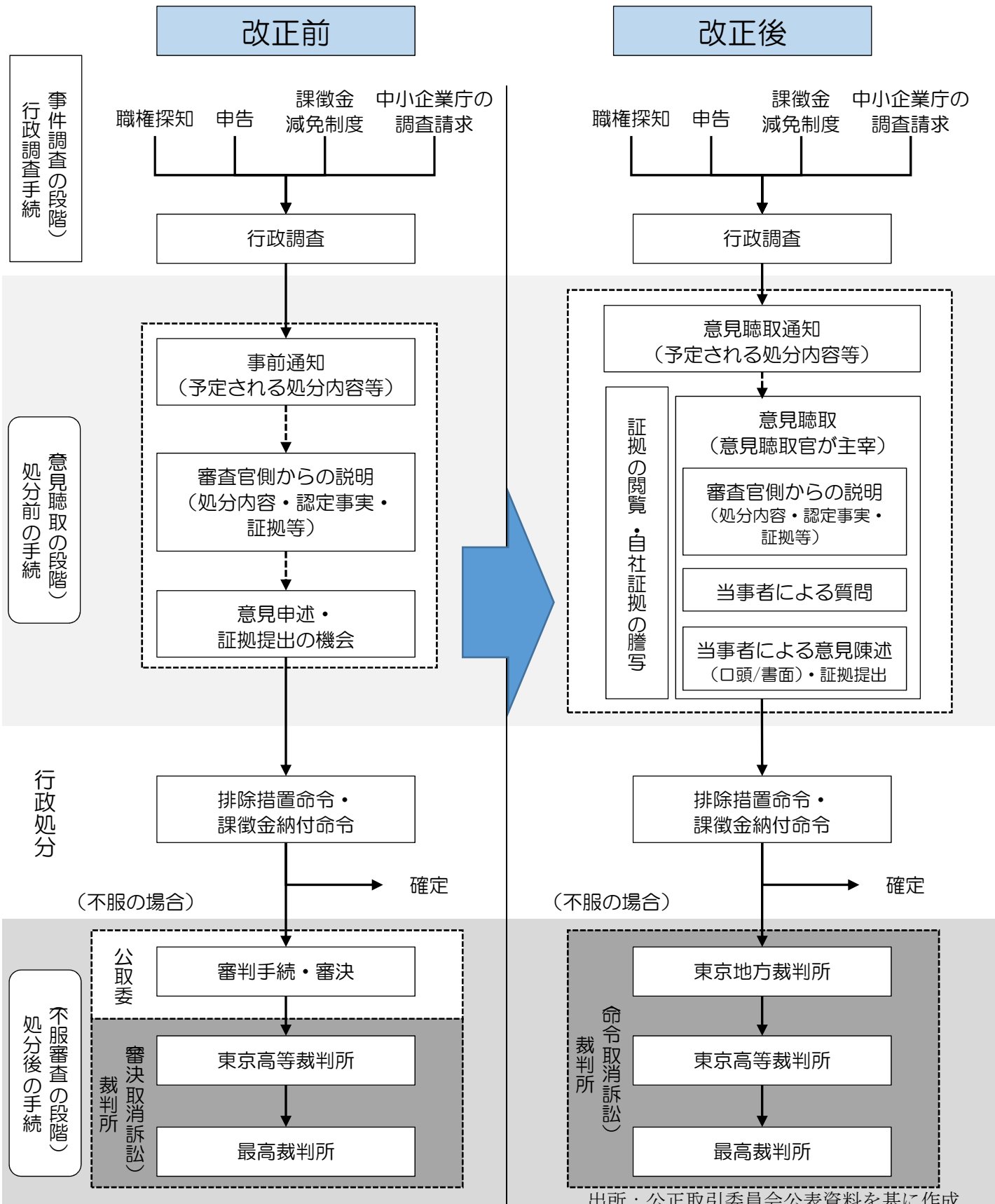
意見聴取期日においては、意見聴取官の指揮の下に、審査官から、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、主要な証拠を説明し、これに対し、当事者は意見を述べ、証拠を提出し、意見聴取官の許可を得て審査官に質問を行うことができます。

また、当事者は、意見聴取の通知を受けた時から意見聴取が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができ、閲覧の対象となる証拠のうち、自社が提出した物証及び自社従業員の供述調書については謄写を求めることができます。

(5) 不服審査手続

平成 25 年の改正により、審判制度が廃止され、公正取引委員会の行政処分（排除措置命令等）に対する不服審査（抗告訴訟）については、その第一審機能は地方裁判所に委ねることとされ、第一審については、**東京地方裁判所の専属管轄**とされました。

独占禁止法違反事件処理手続（改正前後）



出所：公正取引委員会公表資料を基に作成

2 排除措置命令

違反が認められた場合には、公正取引委員会は、その違反行為を排除し、競争を回復させるために必要な措置を採るよう排除措置命令を出します。違反行為が既になくなっている場合でも、なくなった日から5年を経過していなければ、特に必要があるときは、排除措置命令を行うことができます。

命じられる排除措置の内容は、例えば、以下のようなものです。

- 違反行為の差止め（違反行為が消滅している場合には消滅していることの確認）
- 取引先等に対する通知
- 将来の違反行為の禁止
- コンプライアンス・マニュアル等の整備
- 役職員に対する研修，定期的監査

3 課徴金納付命令

(1) 不当な取引制限，私的独占及び一定の不公正な取引方法が行われた場合は，その企業や事業者団体の会員に対して，違反行為に係る期間における対象商品・役務の売上額又は購入額等に以下の算定率を掛けた額の課徴金を国庫に納付するよう命じられます。

		製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	原則	10% (4%)	3% (1.2%)	2% (1%)
	早期解消 (2割軽減)	8% (3.2%)	2.4% (1%)	1.6% (0.8%)
	再度の違反 (5割加算)	15% (6%)	4.5% (1.8%)	3% (1.5%)
	主導的役割 (5割加算)	15% (6%)	4.5% (1.8%)	3% (1.5%)
支配型私的独占		10%	3%	2%
排除型私的独占		6%	2%	1%
共同の取引拒絶，不当廉売，差別対価，再販売価格維持 (過去10年以内に同一類型の違反行為を繰り返した場合)		3%	2%	1%
優越的地位の濫用		1%		

()内は中小事業者に対する算定率

(2) 不当な取引制限に対する課徴金について，違反事業者が早期に違反行為をやめた場合(下記 i)には，軽減した率が，再度の違反を行った場合(下記 ii)や主導的役割を果たした場合(下記 iii)には，それぞれ加算した率が適用されることとなります。

i 公正取引委員会の調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ(早期離脱)，かつ，違反行為の実行期間が2年未満である事業者に対しては，2割軽減した率が適用されません。ただし，当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける場合は適用されません。

ii 公正取引委員会の調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことが

ある事業者に対しては、5割加算した率が適用されます（累犯加重）。課徴金納付命令を受けたことがある事業者は、その後10年以内に別の商品で再びカルテル・入札談合等を行った場合でも、5割加算した率が適用されることになります。

iii 当該カルテルを主導した事業者(主導的役割)に対しては、5割加算した率が適用されず。

再度の違反と主導的役割の双方に該当する場合の算定率は、製造業20%(8%)、小売業6%(2.4%)、卸売業4%(2%)となります。

(3) 課徴金の適用対象範囲は、商品又は役務の価格、供給又は購入数量、シェア、取引先を制限するカルテル、入札談合のほか、支配型私的独占、排除型私的独占、さらに、不公正な取引方法の一部となっています。

不公正な取引方法のうち、共同の取引拒絶、不当廉売、差別対価、再販売価格維持については、同一の違反行為を繰り返した場合に課徴金納付命令の対象となります。優越的地位の濫用については、初回から同命令の対象となります。

(4) 違反が認定されても、算定した課徴金の額が100万円未満の場合には、課徴金の納付は命じられません（いわゆる「裾切り」）。

また、違反行為を長期間行っていた場合でも、課徴金の算定は3年を限度としています。

(5) 違反事業者が、同一事件について、課徴金と罰金の双方が併せて課(科)されるときは、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

(6) 課徴金の納付命令は、排除措置命令と一緒に出されます。

4 課徴金減免制度

(1) 事業者が自ら関与したカルテルや入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免（免除又は減額）されます。

公正取引委員会が調査に入る前に他の申請者よりも早期に報告するほど、課徴金の減免額が大きくなります。

- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 調査開始日前の1番目の申請者——課徴金を免除○ 調査開始日前の2番目の申請者——課徴金を50%減額○ 調査開始日前の3～5番目の申請者——課徴金を30%減額○ 調査開始日後(20日以内)の申請者——課徴金を30%減額 | } | 合計5社（調査開始日後は最大3社）まで課徴金が減免されます。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------|

課徴金減免制度は、カルテルや入札談合が秘密裏に行われるため、違反の発見や事案の解明が困難であること、また、企業が法令遵守体制を整備し、違法行為を発見しても、公正取引委員会へ申告するインセンティブがないこと等を踏まえ、違反事実を自ら報告してきた者に対して課徴金を減免することにより、カルテルや入札談合の摘発と事案の真相解明を容易にし、違反行為の防止を図る目的で導入された制度です。

虚偽の報告をしたり、他の事業者に違反行為を行うよう強要したり、他の事業者が違反行為をやめるのを妨害するような場合は、課徴金の減免は受けられません。

なお、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請が認められています。

(2) 調査開始日前の1番目の申請事業者及びその役員・従業員等に対しては、公正取引委員会は、刑事告発を行わない旨の方針（虚偽の報告や追加報告の求めに応じない場合等を除きます）を表明しています。

（注）公正取引委員会では、平成28年6月1日以降に課徴金減免制度に基づく報告等を行い、適用を受けた事業者については、一律に公表することとしています（71頁注参照）。

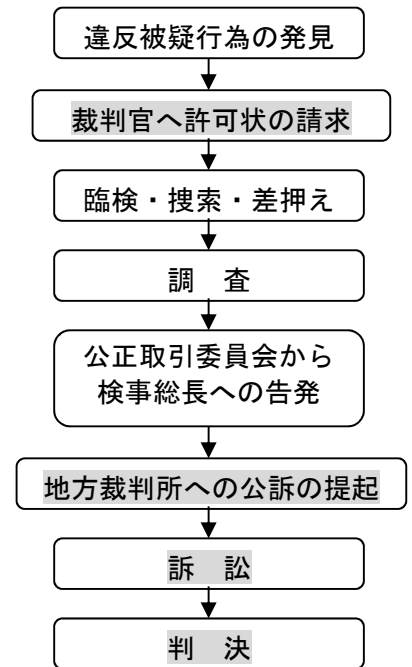
5 刑事罰

(1) 違反行為に対する処分は、公正取引委員会の行政処分を中心に行われますが、一定の違反行為には刑事罰（懲役及び罰金）が適用されます。

不当な取引制限(カルテル)や私的独占については、違反を行った者（個人）は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が、法人(企業)については両罰規定が適用され5億円以下の罰金が、科せられます。

不公正な取引方法の違反については罰則の規定はありません。しかし、不公正な取引方法に違反して排除措置命令が出され、この確定後の命令に違反した場合には、個人に対して2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が、法人については両罰規定が適用され3億円以下の罰金が、科せられます。

また、検査妨害などに対する罰則は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金です。



(2) 独占禁止法違反で刑事罰を科すためには、公正取引委員会は検事総長に告発する必要があります。

平成17年の改正で、公正取引委員会は、刑事罰を科すべき事件（犯則事件）を調査するため、裁判所の許可状（令状）をもって強制的に搜索・差押えなどが行える犯則調査権限が与えられました。犯則事件は、審査局の犯則審査部が担当しています。

公正取引委員会は、下表の①、②のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件を犯則調査の対象としています。

公正取引委員会の刑事告発方針

公正取引委員会は、次の2事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

- ① 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- ② 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

(3) 昭和49年以降、公正取引委員会が独占禁止法違反で告発した事件は次のとおりです。（括弧内は告

発した年。)

- ① 石油元売価格カルテル事件（昭和 49 年）
- ② 石油連盟による会員の原油処理量決定事件（昭和 49 年）
- ③ 業務用ストレッチフィルム価格カルテル事件（平成 3 年）
- ④ 社会保険庁発注の支払通知書等貼付用シール入札談合事件（平成 5 年）
- ⑤ 日本下水道事業団発注の電気設備工事入札談合事件（平成 7 年）
- ⑥ 東京都発注の水道メーター入札談合事件（第 1 次）（平成 9 年）
- ⑦ ダグタイル鋳鉄管シェア配分カルテル事件（平成 11 年）
- ⑧ 防衛庁調達実施本部発注の石油製品入札談合事件（平成 11 年）
- ⑨ 東京都発注の水道メーター入札談合事件（第 2 次）（平成 15 年）
- ⑩ 国土交通省発注の鋼橋上部工事入札談合事件（平成 17 年）
- ⑪ 日本道路公団発注の鋼橋上部工工事入札談合事件（平成 17 年）
- ⑫ 市町村等発注のし尿処理施設工事入札談合事件（平成 18 年）
- ⑬ 名古屋市交通局発注の地下鉄土木工事入札談合事件（平成 19 年）
- ⑭ 緑資源機構発注の地質調査・調査測量設計業務入札談合事件（平成 19 年）
- ⑮ 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯の価格カルテル事件（平成 20 年）
- ⑯ 軸受（ベアリング）価格カルテル事件（平成 24 年）
- ⑰ 鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事入札談合事件（平成 26 年）
- ⑱ 東日本高速道路株式会社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事入札談合事件（平成 28 年）

6 差止請求・損害賠償・株主代表訴訟

(1) 差止請求

独占禁止法は、公正取引委員会のみが運用しているものではありません。私人間で民事的にも運用されています。独占禁止法に違反する行為によって著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは事業者や消費者が、その行為者（事業者若しくは事業者団体）を裁判所（地方裁判所）に訴えて、その侵害の停止又は予防を請求することができます（第 24 条）。

差止請求訴訟が提起されて、裁判の結果、原告（被害者）の請求が認められた場合には、違反行為をしている事業者に対して、判決で、違反行為の差止めが命じられることとなります¹。差止請求の対象となる行為は、独占禁止法違反行為のうち、不公正な取引方法に係るものに限られています。差止請求訴訟が提起された場合、裁判所は、その旨を公正取引委員会に通知しなければならず、また、公正取引委員会に対して意見の提出を求め、公正取引委員会は裁判所の許可を得て意見を述べることができることになっています。

(2) 損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた者は、違反行為を行っていた事業者に対し、損害賠償を請求することができます。

¹ 平成 12 年改正により独占禁止法 24 条による差止請求が制定されてから、本案判決で差止請求が認められた事件として、神鉄タクシー事件控訴審判決（大阪高裁平成 26 年 10 月 31 日）があります。

この場合の損害賠償請求は、民法 709 条の不法行為責任に基づいて行われる場合と、独占禁止法 25 条の規定に基づいて行われる場合とがあります。

後者の場合では、確定した行政処分があることを前提として、被害者が損害賠償をしやすくする規定が設けられています。事業者は、故意・過失がなかったことを理由に損害賠償責任を免れることはできません。

公正取引委員会は、損害賠償請求が積極的に活用されるようになれば、競争秩序の回復と違反行為の抑止（違反を思い止まらせる効果）が同時に図られるとの観点から、被害者を支援する趣旨で、裁判所から請求があった場合には、立証に必要な資料を提供するなどの対応をとっています。

(3) 株主代表訴訟

独占禁止法違反で課徴金の納付を命ぜられた上場企業の役員が、株主から当該課徴金相当額について損害賠償を請求される事例が出てきています。課徴金減免申請を利用しなかったことなどを理由とする例もみられます（NTT東日本等発注の光ファイバーケーブルカルテル事件 平成 22 年措置 など）。

7 その他の措置

公正取引委員会が採る措置ではありませんが、独占禁止法違反行為があったことを理由に、発注官公庁による入札への指名停止処分も行われています。最近では、指名停止期間も長くなってきており、2 年という例もあります。

独占禁止法違反は、一部の事業（商品・工事）であっても、会社全体の事業が指名停止の対象とされ、また、一部の支社や営業所に限った行為であっても、全国の地方自治体から指名停止の対象とされるといった場合もあります。

さらに、違約金条項により違約金を課す例もみられ、その率も最近では、契約金額の 20% という高率の条項を盛り込んでいる発注官庁も出てきています。